

**改正**

平成11年3月1日規則第5号

平成11年7月28日規則第29号

平成11年11月1日規則第36号

平成12年3月13日規則第1号

平成13年3月30日規則第7号

平成13年7月27日規則第24号

平成15年4月14日規則第19号

平成16年2月10日規則第2号

平成16年3月25日規則第8号

平成17年3月8日規則第16号

平成17年12月28日規則第92号

平成18年3月20日規則第23号

平成19年3月30日規則第49号

平成19年4月25日規則第56号

平成20年3月31日規則第46号

平成22年3月30日規則第17号

平成22年12月17日規則第89号

平成23年3月31日規則第23号

平成24年7月3日規則第46号

平成24年7月17日規則第52号

平成25年3月29日規則第19号

平成25年4月26日規則第55号

平成26年1月15日規則第2号

平成26年3月31日規則第37号

平成26年7月8日規則第53号

平成26年12月16日規則第71号

平成27年1月15日規則第4号

平成27年3月31日規則第19号

平成27年8月3日規則第61号

平成28年2月29日規則第14号

## 佐世保市営住宅条例施行規則

### 目次

#### 第1章 総則（第1条）

##### 第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準（第1条の2—第1条の14）

#### 第2章 市営住宅の管理（第2条—第20条）

#### 第3章 社会福祉事業等への活用（第21条・第22条）

#### 第4章 駐車場の管理（第23条—第34条）

#### 第5章 補則（第35条—第40条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、佐世保市営住宅条例（平成9年条例第51号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### 第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備基準

（整備基準）

**第1条の2** 条例第3条の5に規定する規則で定める基準は、次条から第1条の14までに定めるところによる。

（位置の選定）

**第1条の3** 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

**第1条の4** 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなく

ればならない。

(住棟等の基準)

**第1条の5** 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

**第1条の6** 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

**第1条の7** 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

**第1条の8** 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

**第1条の9** 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

**第1条の10** 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

**第1条の11** 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

**第1条の12** 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

**第1条の13** 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

**第1条の14** 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

## **第2章 市営住宅の管理**

(共同施設)

**第2条** 条例第2条第5号に規定する共同施設の種類は、次に掲げる施設とする。

- (1) 集会所
- (2) 広場及び緑地
- (3) 通路
- (4) 立体的遊歩道及び人工地盤施設
- (5) 駐車場

(老人、身体障害者等の単身者を入居対象とする住宅の規格)

**第3条** 条例第6条の規定による単身者を入居の対象とする住宅の規格（以下「単身者用規格」という。）は、床面積が55平方メートル程度以下で、かつ、2居室以下の規模のものとする。ただし、車椅子を常用する身体障害者向けに建設した住宅については、2居室以下のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域の実情及び入居者募集の状況を勘案し必要と認めるときは、床面積が65平方メートル以下の住宅及び編入前の宇久町の区域内に存する住宅のうち、市長が別に定めるところにより指定した住宅を単身者用規格とすることができる。

(条例第6条第2項第1号イに規定する障害の程度)

**第3条の2** 条例第6条第2項第1号イに規定する市長が定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるもののほか、これらと同程度の障害を有すると市長が認める程度とする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- (2) 知的障害 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者厚生相談所が判定する知的障害のうち長崎県が認定するA1、A2又はB1のいずれかに該当する程度
- (3) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(条例第6条第2項第1号ロに規定する障害の程度)

**第3条の3** 条例第6条第2項第1号ロに規定する市長が定める障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する程度のほか、これらと同程度の障害を有すると市長が認める程度とする。

(入居申込書)

**第4条** 条例第8条第1項、第17条第1項及び第18条の規定による市営住宅入居申込みは、佐世保市営住宅入居申込書兼誓約書（様式1）によるものとする。

2 前項の入居申込書には、その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第8条第2項、第9条第3項及び第10条第2項の規定により入居の決定を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 入居（同居を含む。）しようとする者の所得を証明する書類

(3) その他市長が必要があると認める書類

(入居決定通知書)

**第5条** 条例第9条第3項又は第10条第2項の規定により入居者を決定したときは、直ちに入居決定者に入居決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(優遇抽選)

**第5条の2** 条例第9条第5項に規定する優遇的な抽選を行うことができる特別な事由とは、次の各号のいずれかの事由とする。

(1) 同居する20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫であること。

(2) 入居しようとする者が全て60歳以上の者で構成される世帯又は60歳以上の者及び18歳未満の者のみで構成される世帯であること。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者を除く。)に18歳未満の者が3人以上いる世帯であること。

(4) 入居申込者又は入居申込者と同居し、若しくは同居しようとする親族に、第3条の2又は第3条の3に規定する程度の障害を有する者がいる世帯であること。

(5) 相当な回数にわたり、市営住宅の申込みをしている者であること。

2 前項各号のいずれかの事由がある者には、公開抽選において複数の抽選番号を付与するものとし、その基準は別に定める。

(優先入居)

**第5条の3** 条例第9条第5項に規定する優先的に入居させることができる特別な事由とは、次の各号のいずれかの事由とする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、市長が別に定める要件を備えているもの若しくは婚姻の届出の日から1年を経過していない者(婚姻の予約者を含む。)

(2) その他市長が相当と認める者

(請書)

**第6条** 条例第19条第1項第1号の規定による請書は、様式3による。

2 前項の請書には、連帯保証人の連署する誓約書(様式3-2)、連帯保証人の印鑑証明書及び所得金額を証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(連帯保証人)

**第7条** 条例第19条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次の各号に掲げる条件を具備する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 入居決定者の親族であること。
- (2) 保証能力を有する者であること。
- (3) 佐世保市内に居住していること。

(連帯保証人の変更)

**第8条** 入居者は、条例第36条第1項に規定する事由により連帯保証人を変更しようとするときは、事由発生の日から10日以内に新たに連帯保証人となる者を定め、連帯保証人変更申請書(様式4)に請書を添えて市長に提出しなければならない。

2 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先の異動があつたときは、速やかに連帯保証人異動届(様式4)を市長に提出しなければならない。

(異動届)

**第9条** 入居者は次の各号の一に該当する異動を生じたときは、遅滞なく市営住宅入居者異動届(様式5)を市長に提出しなければならない。

- (1) 出生
- (2) 死亡
- (3) 転出
- (4) 改氏名

(同居の承認)

**第10条** 条例第20条に規定する市営住宅の同居の承認を得ようとする入居者は、市営住宅同居承認申請書(様式6)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。)第10条の規定に基づき審査し、申請を承認したときは、市営住宅同居承認通知書(様式7)により当該申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、入居者又は同居者の出産によりあらたに同居させようとする者について、前条の市営住宅入居者異動届を提出したときは、その者の同居を承認したものとみなす。

(入居の承継)

**第11条** 条例第21条に規定する市営住宅の入居の承継の承認を得ようとする者は、市営住宅入居承継申請書(様式8)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、施行規則第11条の規定に基づき審査し、申

請を承認したときは、市営住宅入居承継承認通知書（様式9）により当該申請者に通知するものとする。

（収入の申告等）

**第12条** 条例第23条第1項及び第2項の規定による収入に関する申告は、収入申告書（様式10）により行うものとする。

2 条例第23条第3項、第37条第1項及び第2項の規定による収入の認定通知は、収入額認定通知書（様式11）により行うものとする。

3 条例第23条第4項、第37条第3項の規定による意見の申出又は条例第23条第5項の規定による更正の請求は、収入額更正認定請求書（様式12）により行うものとする。

4 市長は、前項の収入区分更正認定請求書を審査した結果、収入額の更正を認めたときは、収入額更正認定通知書（様式13）により通知するものとする。

（改良住宅の家賃の決定）

**第13条** 条例第22条第4項の規定による改良住宅の家賃は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に準ずる応能応益制度に基づき算出するものとする。

2 条例第39条第3項の規定による改良住宅における割増賃料は、住宅地区改良法施行令（昭和35年5月17日政令第128号）第13条の2の規定に基づく額を限度として前項の規定により算出するものとする。

（市単独住宅の家賃の決定）

**第14条** 条例第22条第5項の規定による市単独住宅の家賃は、別表1のとおりとする。

（改良住宅及び市単独住宅の家賃の変更）

**第15条** 条例第25条第1項又は第3項の規定により家賃を変更したときは、次に掲げる事項を入居者に通知する。

- （1） 建設年度
- （2） 建設場所及び団地名
- （3） 構造及び間取り
- （4） 変更後の家賃の額

（不使用の届出）

**第16条** 条例第32条の規定による届出は、市営住宅一時不使用届（様式14）により行うものとし、申請者は、当該住宅を使用しなくなる日の前日までに提出しなければならない。

（住宅の模様替え及び増築承認申請）



**第17条** 条例第35条第1項ただし書きに規定する承認を得ようとする入居者は、市営住宅模様替（増築）等承認申請書（様式15）に設計図及び仕様書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請を承認したときは、市営住宅模様替（増築）等承認通知書（様式16）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の承認を得た入居者は、住宅の工事が完了したときは、完了後7日以内に、市営住宅模様替（増築）等しゅん工届（様式17）を市長に提出しなければならない。

（市営住宅明渡請求書）

**第18条** 条例第40条第1項の規定による高額所得者に対する明渡請求は、市営住宅明渡請求書（様式18）により行うものとする。

（退去届）

**第19条** 入居者がその住宅を立退こうとするときは、市営住宅退去届（様式19）を市長に提出しなければならない。

（建替事業による入居申込書）

**第20条** 条例第46条の規定による入居申込みは、佐世保市営住宅入居申込書により行うものとする。

### 第3章 社会福祉事業等への活用

（社会福祉法人等の市営住宅使用手続）

**第21条** 条例第52条第1項に規定する許可申請は、市営住宅使用許可申請書（様式20）により行うものとする。

2 条例第52条第2項の規定による通知は、市営住宅使用許可・不許可通知書（様式21）により行うものとする。

3 社会福祉法人等は、条例第52条第2項の規定による許可を受けた場合において、当該許可にかかる申請の内容に変更が生じたときは、市営住宅使用許可内容変更報告書（様式22）を市長に提出しなければならない。

（社会福祉法人等が使用する市営住宅の使用料の決定）

**第22条** 条例第53条に規定する社会福祉法人等が使用する市営住宅の使用料は、条例第22条の規定により算出する当該住宅における最低額とする。

### 第4章 駐車場の管理

（名称及び使用料）

**第23条** 条例第58条の規定による駐車場の名称及び駐車場の使用料（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。

以下「使用料」という。)は、別表2のとおりとする。

(使用申込)

**第24条** 駐車を必要とする者は、市営住宅駐車場使用許可申請書(様式23)、駐車する車両の自動車検査証の写し及びその他必要な書類により、駐車場の使用を申し込み、市長の許可を得なければならない。

(使用許可を受けることができる者)

**第25条** 駐車場の使用許可を受ける者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者であること。
- (2) 市営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するためその他市長が特別に認める事由により、その駐車場を必要としていること。
- (3) 現に駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)が普通自動車を運転する免許を有していること。
- (4) 使用料を支払うことができること。
- (5) 条例第50条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の許可)

**第26条** 市長は、第24条の規定により申込みをした者が、前条に規定する条件を具備する者であるときに限り、駐車場の使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可は、1世帯当たり1件かつ使用者1人当たり1件に限り行なう。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

3 市長は、前2項の規定により、駐車場の使用を許可するときは、第1項の申込みをした者に対し、市営住宅駐車場使用許可書(様式24)により通知するものとする。

(使用許可の選考)

**第27条** 市長は、前条第1項の規定により申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置区画数を超える場合においては、市長が定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用許可を受ける者を決定しなければならない。

(使用者の範囲)

**第27条の2** 駐車場の使用許可を受けた者(以下「使用許可を受けた者」という。)のほか、同居者又は市長が特に認める者は、その目的に従い駐車場を使用することができる。

(許可内容の変更等)

**第28条** 使用許可を受けた者は、自動車の所有者、使用者、車種等の事項を変更しようとするとき

は、市営住宅駐車場使用変更届（様式25）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（使用料の決定）

**第29条** 使用料は、近傍同種の駐車場使用料を限度として市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（使用料の変更）

**第30条** 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用料を変更することができる。

- （1） 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- （2） 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- （3） 駐車場について改良を施したとき。

（使用料の納付）

**第31条** 使用許可を受けた者は、使用開始可能日から、当該使用許可を受けた者が駐車場を明け渡した日（第32条第2項の規定による使用許可の取消しがあつたときは、その取消しの日の前日）までの間、使用料を納付しなければならない。

2 使用許可を受けた者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の使用料を納付しなければならない。

3 新たに駐車場の使用許可を受けた場合又は駐車場を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときの使用料は、その使用期間が月のうち16日間までは月額半額とし、16日間を超えたときは1月分の額とする。

（使用許可の取消し）

**第32条** 市長は、使用許可を受けた者又は当該駐車区画が次の各号の一に該当する場合において、使用許可を受けた者に対し駐車場の使用許可を取消し、又はその明け渡しを請求することができる。

- （1） 不正の行為により使用決定を受けたとき。
- （2） 家賃及び使用料を3月以上滞納したとき。
- （3） 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
- （4） 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- （5） 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用权を他に譲渡したとき。
- （6） その他、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- （7） 第25条に規定する使用者資格を失ったとき。
- （8） 前各号に規定するもののほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 使用許可を受けた者は、前項の規定により駐車場の使用許可の取消し、又は明渡しの請求を受けた場合、速やかに駐車場の明渡しをしなければならない。

(駐車場返還届)

**第33条** 使用許可を受けた者は、駐車場の明渡しをする場合は、市営住宅駐車場返還届（様式26）により明渡しの日7日前までに届出をしなければならない。

(市の免責)

**第34条** 駐車場における盗難、自動車相互の接触又は衝突その他不可抗力によつて生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

## 第5章 補則

(管理人の設置)

**第35条** 条例第59条第3項に規定する住宅の管理人は、各団地におおむね50戸から60戸を基準（中層耐火構造住宅にあつては2棟を基準）とし、1人を置く。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、その数を増減することができる。

(管理人の任命又は委嘱)

**第36条** 市長は、入居者のうちから監理員の職務を補助するに適当な者を選考して管理人に任命又は委嘱するものとする。

(管理人の解任又は解嘱)

**第37条** 市長は、管理人が次の各号の一に該当するときは、解任又は解嘱することができる。

- (1) 職務を忠実に遂行しないと認めたとき。
- (2) 疾病その他やむを得ない理由により職務を遂行できないと認めたとき。
- (3) その他不適當と認めたとき。

(管理人に対する報償金)

**第38条** 管理人に対しては、報償金を支給することができる。

2 報償金の額は、別表3のとおりとする。

3 月の途中で委嘱又は解嘱があつた場合における報償金の額は、日割り計算による。

(身分証明書)

**第39条** 監理員その他の住宅の検査に当たる者の携帯する身分証明書は、様式27によるものとする。

(指定管理者の指定手続に関する書類)

**第40条** 条例第60条の3に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式28）とし、市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理業務支出計画書
- (2) 誓約書
- (3) 共同事業体構成団体一覧表（共同事業体で申請する場合）
- (4) 共同事業体結成協定書（共同事業体で申請する場合）
- (5) 申請手続等に関する委任状（共同事業体で申請する場合）
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 業務概要及び業務実績に関する資料
- (8) 管理実績書
- (9) 役員及び従業員の氏名、住所等一覧表
- (10) 役員の身分証明書（市町村長発行）
- (11) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (12) 登記事項証明書（法人以外の場合はこれに類するもの）
- (13) 決算に関する書類（直近3事業年度分）
- (14) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び市税（個人市民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面
- (15) 法人税、消費税及び地方消費税並びにこれらの附帯税に未納がないことを証する書面
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（佐世保市公営住宅管理条例施行規則の廃止）
- 2 佐世保市公営住宅管理条例施行規則（昭和45年3月31日規則第23号）は、廃止する。

#### 附 則（平成11年3月1日規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成11年7月28日規則第29号）

この規則は、平成11年9月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成11年11月1日規則第36号）

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年3月13日規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年3月30日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成13年7月27日規則第24号）

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

**附 則**（平成15年4月14日規則第19号）

（施行期日）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

**附 則**（平成16年2月10日規則第2号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年3月25日規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月8日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年12月28日規則第92号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月20日規則第23号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日規則第49号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年4月25日規則第56号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月31日規則第46号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月30日規則第17号）

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

**附 則**（平成22年12月17日規則第89号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年1月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月31日規則第23号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年7月3日規則第46号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成24年7月17日規則第52号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年4月26日規則第55号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

**附 則**（平成26年1月15日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日規則第37号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年7月8日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年12月16日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年1月15日規則第4号）

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に開田住宅に入居している者の家賃のうち、改正後の別表1に規定する開田住宅の使用料月額に満たない家賃は、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年8月3日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年2月29日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表2皆瀬住宅駐車場の項の次に1項を加える改正規定は、平成28年3月1日から施行する。

別表 1 (第14条関係)

名称	使用料月額
白木住宅	1,370円
上野原若者住宅	31,000円
祝原若者住宅	31,000円
祝原高齢者住宅	14,000円
開田住宅	25,000円
深江住宅	10,000円
御堂第2住宅	8,000円
歌ヶ浦弥生住宅(A棟)	8,000円
歌ヶ浦弥生住宅(B棟)	23,000円
山手浦第3住宅	23,000円
歌ヶ浦大坂住宅	23,000円

別表 2 (第23条関係)

名称	使用料月額 (1区画当たり)
早岐住宅J棟駐車場	2,570円
大野住宅駐車場	2,570円
棚方住宅D棟駐車場	2,570円
崎岡住宅駐車場	3,090円
泉福寺住宅第1駐車場	3,090円
泉福寺住宅第2駐車場	3,090円
泉福寺住宅第3駐車場	3,090円
泉福寺住宅第4駐車場	3,090円
桜木住宅第1駐車場	3,090円
新田住宅駐車場	2,570円
十郎原住宅第1駐車場	4,110円



十郎原住宅第2駐車場	4,110円
十郎原住宅第3駐車場	4,110円
もみじが丘住宅駐車場	4,110円
花高3住宅第1駐車場	3,090円
琴平住宅駐車場	4,110円
赤崎住宅第1駐車場	4,110円
赤崎住宅第2駐車場（屋外）	4,110円
赤崎住宅第2駐車場（屋根付）	5,140円
須佐住宅駐車場	4,630円
花園住宅駐車場	4,630円
瀬戸越住宅駐車場	3,090円
皆瀬住宅駐車場	2,570円
大黒住宅駐車場	4,110円
直谷住宅第1駐車場	2,060円
直谷住宅第2駐車場	2,060円
立石住宅駐車場（普通区画）	2,060円
立石住宅駐車場（縦列1台目）	2,060円
立石住宅駐車場（縦列2台目）	1,540円
吉井中央住宅駐車場	2,060円
黒岩住宅第1駐車場	2,060円
黒岩住宅第2駐車場	2,060円
黒岩住宅第3駐車場	2,060円
黒岩住宅第4駐車場	2,060円
吉元住宅駐車場	2,060円
上野原住宅駐車場	2,060円
世知原中央住宅駐車場	2,060円
上野原若者住宅駐車場	2,060円
祝原若者住宅駐車場（普通車区画）	2,060円
祝原若者住宅駐車場（軽自動車区画）	1,540円

祝原高齢者住宅駐車場	2,060円
かじか住宅駐車場	2,060円
黒石住宅駐車場	1,540円
小佐々新田住宅駐車場	1,540円
港町住宅駐車場	1,540円
臼ノ浦住宅駐車場	1,540円
塩釜住宅駐車場	1,540円
古里住宅駐車場	1,540円
楠ヶ丘住宅駐車場	1,540円
楠泊住宅駐車場	1,540円
小佐々矢岳住宅駐車場	1,540円
亀ノ子住宅駐車場	1,540円
三浦住宅駐車場	1,540円
小川内住宅駐車場	1,540円
潜竜住宅駐車場	1,540円
新丸尾住宅駐車場	1,540円
開田住宅駐車場	1,540円
御堂住宅駐車場	1,540円
船石住宅駐車場（普通車区画）	1,540円
船石住宅駐車場（軽自動車区画）	1,230円
杉谷住宅駐車場	1,540円
橋ノ元住宅駐車場	1,540円
前加勢住宅駐車場	1,540円
下ノ原住宅駐車場（普通車区画）	1,540円
下ノ原住宅駐車場（軽自動車区画）	1,230円
山手浦住宅駐車場	1,540円
鹿町新田住宅駐車場（普通車区画）	1,540円
鹿町新田住宅駐車場（軽自動車区画）	1,230円
神林住宅駐車場（普通車区画）	1,540円

神林住宅駐車場（軽自動車区画）	1,230円
山手浦第2住宅駐車場（屋根付）	2,640円
山手浦第2住宅駐車場（屋外）	1,540円
シーサイド鹿町住宅駐車場（屋根付・普通車区画）	2,640円
シーサイド鹿町住宅駐車場（屋根付・縦列1台目）	2,640円
シーサイド鹿町住宅駐車場（屋根付・縦列2台目）	1,580円
シーサイド鹿町住宅駐車場（屋外・普通車区画）	1,540円
シーサイド鹿町住宅駐車場（屋外・軽自動車区画）	1,230円

別表3（第38条関係）

構造別	月額
低層	管理戸数に1戸当たり80円を乗じて得た額。ただし、この額が1,600円に満たない場合は、1,600円とする。
中層エレベータ未設置	管理戸数に1戸当たり90円を乗じて得た額。ただし、この額が1,800円に満たない場合は、1,800円とする。
高層・中層エレベータ設置	管理戸数に1戸当たり100円を乗じて得た額。ただし、この額が2,000円に満たない場合は、2,000円とする。
備考	<p>1 異なつた構造の住宅を管理する場合は、それぞれの構造の住宅に係る月額（ただし書きの規定による場合を除く。以下同じ。）を合算した額とする。</p> <p>2 前項の場合において、それぞれの構造の住宅に係る月額がいずれも最低保障額に満たないときは、1戸当たりの額が最も高い構造の住宅に係る月額についてただし書きを適用し、他の構造の住宅については、適用しない。</p> <p>3 第1項の場合において、1の構造の住宅に係る月額が最低保障額以上であるときは、他の構造の住宅については、ただし書きは適用しない。</p>

様式1（第4条関係）（表面）

様式2（第5条関係）

様式3（第6条関係）（表面）

様式3-2 (第6条関係)

様式4 (第8条関係)

様式5 (第9条関係)

様式6 (第10条関係)

様式7 (第10条関係)

様式8 (第11条関係)

様式9 (第11条関係)

様式10 (第12条関係) (表面)

様式11 (第12条関係)

様式12 (第12条関係) (表面)

様式13 (第12条関係)

様式14 (第16条関係)

様式15 (第17条関係)

様式16 (第17条関係)

様式17 (第17条関係)

様式18 (第18条関係)

様式19 (第19条関係)

様式20 (第21条関係)

様式21 (第21条関係)

様式22 (第21条関係)

様式23 (第24条関係) (表面)

様式24 (第26条関係)

様式25 (第28条関係)

様式26 (第33条関係)

様式27 (第39条関係)

様式28 (第40条関係)